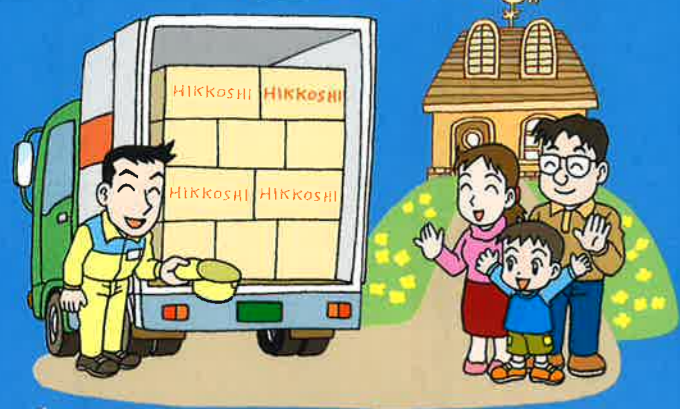


知って得する情報満載

「標準引越運送約款」のポイント

スムーズなお引越のために必ずお読みください



JTA 公益社団法人 全日本トラック協会
http://www.jta.or.jp



ポイント1 約款について...

■この約款は、一般家庭の引越でトラックを使用しておこなうすべての引越に適用されます。【第1条1】
*事務所の移転や、ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、この約款によらない旨を引越事業者が予め告知した場合には適用されません。



ポイント2 見積りは無料です

- 見積りは無料。(ただし事前のお客様の理解を得た場合には、下見に要した費用を頂くことがあります) 【第3条4】
- 見積りの際に、内金、手付金などを支払う必要はありません。 【第3条5】



■荷物を受け取るときに見積書に記載された方法で運賃等をお支払いいただきます。【第19条1】

ポイント5 荷造りや作業について

- 見積書の作成の際は、お客様と引越事業者で作業内容、作業分担を確認します。 【第3条2八】
- 事業者が荷造りする場合、お客様が費用を負担します。 【第7条3】



ポイント7 引越前と引越後に確認!

- 引越前と引越後に、壁や床にキズがないか、最後に部屋やトラックなどに荷物が残っていないか、運送事業者と確認しましょう。



ポイント3 現金や貴重品などはお引き受けできない場合があります

■お客様で運んでいただきたいもの。【第4条2一】



■お引き受けできない場合があります。【第4条2二~三】



ポイント4 引受できないものや、こわれやすい物は事前に申告してください【第8条】

ポイント③のものや、パソコンなどの電子機器、変質もしくは腐敗しやすいもの等、運送上の特段の注意が必要なものについては、事前に申告をお願いします。



ポイント6 解約・延期手数料は...

■解約・延期手数料は引越荷物の受取日の前々日で見積運賃等(運賃及び料金)の20%以内、前日で同30%以内、当日で同50%以内です。すでに実施・着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したもの)はいただきます。

【第21条】

引越荷物の受取日の

前々日のご連絡	前日のご連絡	当日のご連絡
見積書に記載した見積運賃等の20%以内	見積書に記載した見積運賃等の30%以内	見積書に記載した見積運賃等の50%以内

【第21条2一、二】

ポイント8 荷物の破損や紛失については3ヶ月以内にお知らせください

■事業者の責任は荷物のお引き渡しが終わってから3ヶ月以内にご連絡がない場合、消滅します。

【第25条1】



